

## 小布施町防災士資格取得補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、防災士の資格を取得しようとする者に小布施町防災士資格取得補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域防災の担い手の育成を促進し、地域防災力の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において防災士とは、「自助」「共助」「協働」を原則として、地域社会の様々な場で、減災および地域防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有するものとして、特定非営利活動法人日本防災士機構の認証登録を受けた者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 防災士の資格取得後、町や自主防災組織等が行う防災活動に積極的に参加する者
- (3) 防災士の資格を取得した旨の情報を町長が地元自主防災組織等に提供することに同意する者

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、防災士研修センター等の講座の受講料、教材費、振込手数料、旅費、防災士資格取得試験受験料及び防災士認証登録料（初回のみ）とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費10分の10以内の額で50,000円を限度とする。

### (補助金の交付申請)

第6条 この事業の補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小布施町防災士資格取得支援補助金交付申請書兼宣誓書（様式第1号）を防災士の認証を受けた日から起算して1年以内に町長に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定等)

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、小布施町防災士資格取得補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、適当と認めないときは、小布施町防災士資格取得補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第8条 申請者は、補助事業を変更し、または中止しようとするときは、速やかに次に定める手続きをしなければならない。

（1）第6条に規定する書類の内容または記載した事項に変更があるときは、小布施町防災士資格取得補助金変更交付申請書（様式第4号）により承認を受けること（町長が認める軽微な変更の場合を除く。）。

（2）補助事業を中止しようとするときは、小布施町防災士資格取得補助金中止申請書（様式第5号）により承認を受けること。

（補助金の変更・中止決定等）

第9条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、小布施町防災士資格取得補助金変更・中止決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求等）

第10条 第7条第1項の規定による通知を受けた申請者は、速やかに小布施町防災士資格取得補助金請求書（様式第7号）により補助金の請求を行うものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

（補助金の返還等）

第11条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたと認める場合、または、この要綱の規定に違反したと認めた場合は、小布施町防災士資格取得補助金取消決定通知書（様式第8号）により補助金の全部または一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取り消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補助金の交付を受けた者の責務）

第12条 補助金の交付を受けた者は、積極的に地域の防災活動および町が実施する防災に関する施策に協力しなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月2日訓令第6号）

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第30号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。